

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定申請について

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより、資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

1 条件

- (1) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
- (2) 墨田区内に事業実態がある事業所があること。
- (3) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。

イ 認定申請時点において、指定事業者に対し50万円未満の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、当該取引事業者との取引依存度が20%以上であること。

2 申請に必要な書類

【共通】

- ☐ 認定申請書2通（区ホームページからダウンロード可）
- ☐ 登記簿謄本（法人のみ）
- ☐ 法人都民税の納税証明書の原本（法人のみ）
- ☐ 法人の場合・・・直近の確定申告書及び決算書の写し
（イータックス（電子申告）による申告をしている場合は受信通知（メール詳細）があるもの。）
- ☐ 個人の場合・・・直近の確定申告書の写し、青色申告の場合→青色決算書の写し
白色申告の場合→収支内訳書の写し
（書面による申告をしている場合は2期分、イータックス（電子申告）による申告をしている場合は受信通知（メール詳細）があるもの）
- ☐ 全東信と契約していることが分かる書類（契約書等）

【アに該当する場合】

- ☐ 申請する売掛債権額が確認できる資料（売掛台帳等）

【イに該当する場合】

- ☐ 取引期間の売上が確認できる資料（取引先の内訳が記載してある売上台帳など）

※その他、必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合があります。

※金融機関等が代理で申請する場合は、委任状が必要となります。

<問合せ・連絡先>

墨田区産業観光部経営支援課
電話：03-5608-6183（直通）